政令

文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年六月十三日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百十二号

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第十二号中「第二十七条」を「第二十六条」に改め、同条第十五号を削り、同条第十四号中「学校安全」を「学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。第二十七条第二号及び第三十四条第八号において同じ。）、学校安全」に、「第三十四条第九号において同じ。）」を「第三十四条第八号において同じ。）及び学校給食」に改め、「こと（」の下に「学校における保健教育の基準の設定に関すること、」を、「設定に関すること」の下に「及び公立の学校の給食施設の整備に関すること」を加え、同号を同条第十五号とし、同条第十三号の次に次の一号を加える。

十四　文部科学省の所掌事務に係る健康教育の振興及び食育の推進に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

第四条第十六号を次のように改める。

十六　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関すること。

第四条第三十六号及び第三十七号中「初等中等教育局及び」を削り、同条中第四十号を削り、第四十一号を第四十号とする。

第五条第十二号中「第四十条第二号」を「第四十一条第二号」に改め、同条第十四号を次のように改める。

十四　教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関すること（高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

第五条中第十五号及び第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、第十八号から第二十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二十三号中「教育内容」の下に「（保健教育及び安全教育に係るものを除く。）」を加え、「（安全教育に係るものを除く。）」を削り、同号を同条第二十一号とし、同条中第二十四号を第二十二号とし、第二十五号から第二十九号までを二号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

二十八　独立行政法人教職員支援機構の組織及び運営一般に関すること。

第六条第一項第一号、第三号、第十号、第十五号、第十六号、第十九号及び第二十号中「及び初等中等教育局」を削る。

第二十四条中「教育人材政策課　国際教育課」を「国際教育課　健康教育・食育課」に改める。

第二十六条を削り、第二十七条を第二十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（健康教育・食育課の所掌事務）

第二十七条　健康教育・食育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　文部科学省の所掌事務に係る健康教育の振興及び食育の推進に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

二　学校保健及び学校給食に関すること（学校における保健教育の基準の設定に関すること、初等中等教育の基準（教材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。）の設定に関すること及び公立の学校の給食施設の整備に関することを除く。）。

三　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関すること。

第二十八条第三号中「高等教育局並びに」の下に「健康教育・食育課及び」を加え、同条第七号及び第八号中「初等中等教育局及び」を削り、「高等教育局並びに」の下に「健康教育・食育課及び」を加える。

第三十一条の二第三号中「初等中等教育局」の下に「及び健康教育・食育課」を加える。

第三十二条中「財務課」を「財務課　教育職員政策課」に改め、「健康教育・食育課」を削る。

第三十三条第五号中「健康教育・食育課」を「教育職員政策課」に改める。

第三十四条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第九号中「並びに学校安全」を「、学校保健、学校安全並びに学校給食」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号及び第十一号を削る。

第四十一条を削り、第四十条を第四十一条とし、第三十九条を第四十条とする。

第三十八条第一号中「及び他課」を「並びに教育職員政策課及び学校情報基盤・教材課」に改め、同条第三号中「並びに健康教育・食育課」を削り、同条第五号及び第六号中「他課」を「教育職員政策課及び学校情報基盤・教材課」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十七条第三号中「並びに特別支援教育課及び健康教育・食育課」を「及び特別支援教育課」に改め、同条第四号中「並びに健康教育・食育課」を削り、同条を第三十八条とし、第三十六条を第三十七条とする。

第三十五条第一号中「及び他課」を「並びに幼児教育課及び特別支援教育課」に改め、同条を第三十六条とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

（教育職員政策課の所掌事務）

第三十五条　教育職員政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関すること（高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

二　地方公務員である教育職員の採用のための選考に関する指導、助言及び勧告に関すること。

三　地方公務員である教育関係職員の勤務の状況の改善に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

四　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、地方公務員である教育関係職員の勤務の状況の改善に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

五　教育関係職員その他の関係者に対し、地方公務員である教育関係職員の勤務の状況の改善に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

六　独立行政法人教職員支援機構の組織及び運営一般に関すること。

第四十二条第十号中「教育内容」の下に「（保健教育及び安全教育に係るものを除く。）」を加え、「（安全教育に係るもの及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第四十五条第二号、第三号、第七号及び第八号中「及び初等中等教育局」を削る。

第四十六条第一号中「初等中等教育局並びに」を削る。

附則第三項中「第五条第十七号」を「第五条第十五号」に改める。

附則第六項中「第三十五条各号」を「第三十六条各号」に改める。

附則第七項中「第三十八条各号」を「第三十九条各号」に改める。

附　則

この政令は、令和七年十月一日から施行する。

文部科学大臣　阿部　俊子

内閣総理大臣　石破　茂